

団体の新規登録の手続きについて

学校施設を利用するためには、登録が必要です。

登録区分は「届出団体」と「一般団体」があり、登録要件、提出書類、予約方法等が異なります。

届出団体の登録の要件等については、以下をご参照ください。登録申請は、施設予約システムにて行ってください。

1 登録要件

✔ 必須事項

団体としての規約
(会則)が整備され、かつ、
活動計画を有すること

団体の代表者は、
区内に住所を有する者
であること

団体の構成員が10名以上
かつ構成員の70%以上が
区内に住所を有する者
であること

団体の構成員は
全員が3歳以上で
あること

団体の構成員が学生のみ、
又は一企業等の関係者
のみでないこと

✖ 禁止事項

公の支配に属す団体

営利を目的とした事業
又はそれに類した行為

特定の政党の利害に
関する政治活動

公の選挙に関し、特定の候補
者を支持し、又はこれに反対
する等の政治活動

特定の宗教を支持し、
又は教派、宗派もしくは
教団を支援する宗教活動

2 申請書類

次の書類を区HPからダウンロードして、作成してください。
登録証発送用封筒もご準備ください。

1 登録申請書

2 団体規約

3 会員名簿

※「⑤会員名簿の作成について」を御確認ください。

4 本人確認書類

※「⑥本人確認書類の提出について」を御確認ください。

5 本人確認書類届出書

6 同意書

7 誓約書

※ 裏面の遵守事項に必ずチェックを入れてください。

8 登録証発送用封筒

※ 110円切手を貼り、代表者の自宅を宛先に記入してください。
(登録証の送付に使用します。)

チェック欄

裏面あり

3 審査の完了について

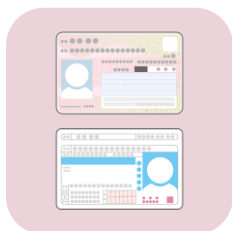
申請書類が届き次第、審査を行います。申請書類を受理してから、代表者に登録証が送付されるまで、申請状況により2週間程度かかります。登録証は更新完了後、順次発送します。審査の結果、登録できない場合もありますので、ご了承ください。

4 会員名簿の作成について

1. 団体に所属する全ての会員の氏名・住所を記入してください。
2. 役職に就かれている方は、「会長」、「会計」などの役職名を記入してください。
3. 会員は、常に活動している方です。送迎のみの保護者や活動に実態がない方は、会員として認められません。

5 本人確認書類の提出について

1. 本人確認書類



会員名簿に記載した区内在住者については、住所の記載がある本人確認書類※の写しを提出してください。

本人確認書類は、審査終了後、区が廃棄いたします。なお、中学生以下の区内在住者で本人確認書類の提出が困難な場合は親権者の本人確認書類の写しを添付してください。親権者の本人確認書類の写しにお子様の氏名を記載ください。

※ マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、医療証

2. 本人確認届出書



本人確認書類を提出した会員(区内在住者)に対し、区に本人確認書類を提出することについて、事前に同意を得た上で提出することを証明するため、届出書を提出してください。

6 収支報告書等の提出について

審査にあたり、収支報告書等の提出を求められることがあります。提出を求められた場合は、速やかに提出してください。

7 申請先

港区施設予約システムで電子申請してください。

登録証発送用封筒は、別途、区役所に持参いただくか郵送にて送付してください。郵送の場合は以下の宛先をご活用ください。

※点線に沿って、切り取って貼付してください※

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区 教育委員会事務局 教育推進部

生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係 行

8 問合せ先

生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係

電話 03-3578-2750



学校施設開放の登録等の詳細については二次元コードからアクセスください

